

福岡市城南区選挙管理委員会
令和7年7月3日(木)
午後6時00分から

1 参議院福岡県選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載
順序を定めるくじの実施

2 その他

(1) 次回以降の委員会日程について（予定）

令和7年7月17日（木） 午後6時00分から

令和7年7月20日（日） 午前10時00分から

※午後8時30分に開票所参集

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

- 1 参議院福岡県選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施

※ くじに関する議案（6/13 委員会 議案第 47 号、第 48 号）の再掲

議案第 47 号

参議院福岡県選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙における城南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和 7 年 6 月 13 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- 1 場所 福岡市城南区鳥飼六丁目 1 番 1 号
福岡市城南区選挙管理委員会事務局

- 2 日時 令和 7 年 7 月 3 日 午後 6 時から

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第 175 条第 3 項の規定による。
- ・告示 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和 30 年福岡県選挙管理委員会規程第 41 号）第 35 条第 3 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票記載所の氏名等の掲示）

第 175 条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

- 2 （略）

- 3 第 1 項の掲示の掲載の順序は、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において行うくじで定める順序による。

○選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（抜粋）

第 35 条

3 市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第 175 条第 3 項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

議案第 48 号

参議院福岡県選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙における城南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和 7 年 6 月 13 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行く。
ただし、2 段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行くものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第 1 とし、2 番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を第 2 とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

・議決 公職選挙法第 175 条第 3 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票記載所の氏名等の掲示）

第 175 条

※ 議案第 47 号を参照